

平成 22 年 11 月 1 日

職 員 各 位

八幡市長 明 田 功

## 平成 23 年度予算編成方針について

標記の件について、八幡市財務規則第 5 条の規定に基づき、平成 23 年度の予算編成は、次の方針に基づき作成するよう通知します。

簡素で効率的・効果的な行財政運営を行うとともに、「やさしさを感じ、笑顔あふれる元気なまち‘やわた’を創り、『八幡市に住んで良かった』と市民だれもが思えるまちづくり」を目指した予算編成となるよう、全職員が誠心誠意、力をあわせた取り組みを期待します。

### 1 市政を取り巻く社会経済動向と今後の見通し

#### (1) 社会経済と国予算の動向

平成 20 年の世界同時不況に端を発したわが国の景気低迷は、国内経済に依然として深刻な影響を及ぼしている。特に、失業率は 5 パーセント超の高水準であり、新卒者・若年者の厳しい雇用情勢が続くなど、デフレ脱却に向けた経済の基盤は未だ脆弱である。景気の先行きには円高や海外経済の減速といった下振れの懸念があり、自律的な景気回復には至っていない。

このような状況の下、内閣では『強い経済』を目指すため、「新成長戦略」に基づき日本経済を本格的な回復軌道に乗せるとともに、デフレ脱却に向けた政策運営を行うとしている。また、『強い財政』を実現するため、中長期的な財政健全化の道筋を示した「財政運営戦略」に取り組み、財政健全化の指標である国・地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）を平成 32 年度に黒字化させる目標を掲げている。国の平成 23 年度予算概算要求基準では、国債費などを除く歳出を平成 22 年度水準（約 71 兆円）以下に抑えるため、各省庁に

一律10パーセントの削減を求めるとしている。

加えて、国財政の健全化等を背景に、地方行財政改革が大きな変容の時期を迎えている。「地域主権改革」を推進するため、「地域主権戦略大綱」に基づき、都道府県から住民に最も身近な市町村への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、ひも付き補助金の一括交付金化などが検討されている。今後、地方財政への影響が懸念される所であり、国の動向を十分注視して対応する必要がある。

## (2) 本市の財政状況と収支見直し

本市の財政状況について、平成21年度の決算状況を見ると、歳入については、急激な経済の落ち込みによる雇用調整や、市内法人事業所の業績悪化等により、市税収入は平成20年度より4億8466万1千円の大幅な減収となっている。一方、歳出では、生活弱者の増加や高齢化社会の進展による社会保障関係経費、国民健康保険や介護保険特別会計などへの繰出金の経費が増加傾向にあるなど、依然として財政構造の硬直化が見られる。第4次行財政改革実施計画（集中改革プラン）の総仕上げの取り組みにより、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成20年度の99.6パーセントから平成21年度は98.8パーセントとなり、0.8ポイント改善しただけで適正水準と比べると危機的な状況に変わりはない。

平成22年度の決算見込みでは、歳入予算の根幹である市税収入は、引き続き景気の低迷を主な要因として、当初予算と比較して約3億円の大幅な減収が見込まれる。歳出では、一般財源ベースで義務的経費である生活保護を始めとする扶助費が約1億3000万円、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療等特別会計への繰出金が約2000万円、当初予算よりも増加することが見込まれる。

こうした状況の下での平成23年度の財政見直しは、引き続き景気の回復に期待できないことやデフレ傾向に伴う給与所得の落ち込みなどから、市税収入は、平成22年度より一層の減収が予測される。歳出では、職員の協力により人件費は減額しているものの、人件費比率は依然として高い状況である。また、少子高齢化が急激に進行する中で、拡大する福祉需要への対応や、既存施設の耐震化やバリアフリー化などの安全・安心の確保、教育環境の充実、都市基盤整備の推進など、山積している行政課題への財源を確保しなければならない。

さらには、地域主権改革により、基礎自治体として市民に直接かかわる業務量の増加が見込まれるなど、本市の財政を取り巻く状況は、今まで以上に厳しいものと考えられる。

## 2 予算編成にあたっての基本的な考え方

平成23年度予算編成においては、市長一期目の総仕上げ予算として、引き続き「第4次八幡市総合計画」に基づく市長公約の実現に向けた取り組みを推進するものとする。

新たなまちづくりの政策実現に向けて、限りある財源を重点的・効果的に配分しつつ、収支の均衡を図っていく必要があり、また、多様な市民ニーズに対応し、市民サービスの水準を維持するためには、持続可能な財政構造の構築が喫緊の重要課題となる。

平成23年度の予算編成においては、全庁的にこうした状況を十分認識し、次に掲げる考え方に沿って取り組むものとする。

### (1) 重点施策の取組

平成23年度は『まちづくり』に主眼を置いた、以下の重点施策に基づき予算編成を行う。

- ① 安心づくり —安心して暮らせる安全で快適なまち—
- ② 健康づくり —笑顔で元気いっぱいのもち—
- ③ 活力づくり —みんなが力をあわせて希望あふれるまち—
- ④ 人づくり —将来の礎となる教育、人づくりのもち—
- ⑤ 基盤づくり —明日にはばたくまち—

5つの重点施策に沿った取り組みを進め、限られた財源を有効配分して調和のとれた予算編成を行うこととする。

### (2) 行財政改革の取組

平成19年度から平成21年度を期間とする第4次行財政改革実施計画の取り組みにより、一定の成果を得たものの、危機的な財政状況から脱却するには

さらなる努力を要する。これまでと同様に厳しい財政環境の中で、重点施策を着実に推進するためには、既存事務事業全般にわたり徹底した見直しを進め、歳出の抑制を図り、財源を確保する必要がある。

財源確保の具体的な取り組みとして、嘱託員を含む全職員を対象に下記①～③の点に主眼を置いた行財政改革意識調査を実施する。全員参加により、時代に見合った事務・事業に改革するものである。調査結果を活かし、部長のリーダーシップの下、部内での検討を十分に行い、全課1事業以上を予算に反映させることとする。

また、現在、行財政検討審議会において、第5次行財政改革の基本方針（答申）に向けた審議が行われている。行財政改革の取組が中断することがないよう、まもなく出される行財政検討審議会答申（案）を予算に反映させることとする。

- ① 既存事務事業をゼロベースで徹底的に見直すこと。事業開始時の背景や情勢が現在と異なり、見直す必要が生じていないか確認を行うこと。
- ② 既存事務事業の費用対効果の再検証を行うこと。人件費を含む事業費に見合う効果が得られている事業か再検証を行うこと。
- ③ 既存事務事業の事業費コストを見直すこと。事業実施方法の変更、受益者に応分の負担を求めることにより、コストの見直しを行うこと。